

訓令甲第41号

警視庁交通違反取締規程（昭和45年5月1日訓令甲第16号）の全部を次のように改正する。

平成13年10月1日

警視総監 野 田 健

警視庁交通違反取締規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 違反の取締り
 - 第1節 取締態勢（第7条－第11条）
 - 第2節 取締計画（第12条－第14条）
 - 第3節 違反の取締りの実施（第15条－第23条）
- 第3章 交通切符等の取扱い（第24条－第29条）
- 第4章 免許証の取扱い（第30条－第32条）
- 第5章 事件の処理（第33条－第39条）
- 第6章 報告（第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法その他の道路交通関係法令の違反（以下「違反」という。）の取締りについて必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 違反の取締りについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 広域取締り

交通部長又は地域部長が取締りの日時、地域、路線、場所、対象、要員等を指定し、全庁的に行う違反の取締り、複数の方面若しくは警察署にわたって行う違反の取締り又は隣接県警察と協議して行う違反の取締りをいう。

(2) 特別取締り

警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長（以下「署長等」という。）並びに交通執行課長及び駐車対策課長が取締りの日時、場所、対象、要員等を指定して行う違反の取締りをいう。

(3) 交通基本情報管理システム

交通警察に係る各種業務情報を警視庁情報管理システム（警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）第2条第9号に規定するものをいう。）に登録して処理を行うことにより、情報の一元化と業務の省力化を図るシステムをいう。

(4) 交通切符

道路交通法違反事件を迅速に処理するための共用書式をいう。

(5) 保管場所法切符

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反事件を迅速に処理するための共用書式をいう。

(6) 反則切符

道路交通法（昭和35年法律第105号）第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例書式をいう。

(7) 点数切符

道路交通法第71条の3に規定する座席ベルト装着義務違反及び幼児用補助装置使用義務違反並びに同法第71条の4に規定する乗車用ヘルメット着用義務違反について、同法施行令別表第2に定める行政処分の基礎点数を登録するための書式をいう。

(8) 簡易書式

道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例書式をいう。

(9) 指導・警告

警察官が違反現場において、口頭又は警告書等により行う指導又は警告をいう。

(10) 交通切符等

交通切符、保管場所法切符、反則切符、点数切符及び簡易書式をいう。

(11) 反則事件

反則者の反則行為に係る違反で反則切符を適用する事件をいう。

(12) 非反則事件

反則事件以外の事件をいう。

(基本方針)

第4条 違反の取締りは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図ることを本旨とし、適正に行わなければならない。

(違反事実の証明)

第5条 違反の取締りに当たっては、事実関係を明らかにし、違反事実の証明に欠けることのないようにしなければならない。

(受傷事故の防止)

第6条 違反の取締りに当たっては、他の交通等に十分注意するとともに、装備資器材を活用して受傷事故防止に努めなければならない。

第2章 違反の取締り

第1節 取締態勢

(取締りの組織的運営)

第7条 違反の取締りは、交通部及び地域部の各所属並びに警察署等が緊密な相互連携を図り、有機的一体性をもって効果的な執行を期するものとする。

(交通部長の責務)

第8条 交通部長は、違反の取締りの全般の指揮監督に当たるとともに、取締要員の合理的配置、指導教養の徹底、装備資器材の整備等による取締態勢の確立及び取締りの調整並びにその統一的な執行を図るものとする。

(地域部長の責務)

第9条 地域部長は、地域警察官の行う違反の取締りについて指揮監督に当たるとともに、取締要員の合理的配置、指導教養の徹底、装備資器材の整備等による取締態勢の確立及び取締りの調整並びにその統一的な執行を図るものとする。

(署長等の責務)

第10条 署長等は、その管轄(担当)区域内における違反の取締りに当たるとともに、交通実態に応じた合理的な運営を図るものとする。

(取締りの現場責任者)

第11条 広域取締り又は特別取締りに当たっては、警部補以上の幹部を取締りの現場責任者に指定して行わなければならない。

2 取締りの現場責任者は、違反の取締りに従事する警察官に対して具体的な任務を付与す

るとともに、警察官相互の連携を図り、効果的な取締活動の実施に努めなければならない。

- 3 取締りの現場責任者は、違反の取締りに当たっては、受傷事故防止に万全を期さなければならない。

第2節 取締計画

(交通部長の取締計画)

第12条 交通部長は、地域部長との緊密な連絡の下に、交通事故の発生状況及び態様並びに交通情勢の推移を総合的に検討し、年間の取締方針、取締対象、取締重点等を定めるほか、交通実態に応じた取締りの計画を策定するものとする。

(署長等の取締計画)

第13条 署長等は、管轄（担当）区域内における交通事故の発生状況及び態様並びに交通情勢の実態を分析・検討し、実情に応じた年間及び月間の取締りの計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画の策定は、交通部長の定める年間の取締方針、計画等に沿ったものでなければならない。

(交通基本情報管理システムの活用)

第14条 第12条及び前条第1項に定める計画を策定するに当たっては、交通基本情報管理システムを活用するものとする。

第3節 違反の取締りの実施

(警察官の措置)

第15条 違反の取締りに当たっての現場における警察官の措置は、次の区分により行うものとする。

- (1) 交通切符による措置
- (2) 保管場所法切符による措置
- (3) 反則切符による措置
- (4) 点数切符による措置
- (5) 簡易書式による措置
- (6) 基本書式による措置
- (7) 現行犯逮捕による措置
- (8) 指導・警告による措置

(現行犯逮捕による措置)

第16条 現行犯逮捕による措置は、違反事実が明白で、次の各号のいずれかに該当する違反

者に対して行うことができるものとする。

- (1) 警察官が違反を現認し、停止を命じたのに、これを認知しながら逃走しようとするもの
- (2) 免許証の提示を拒み、又は黙秘する等により住居若しくは氏名を確認できないもの
- (3) 前各号の事案以外のものであっても、現行犯逮捕によらなければ違反事件の立証ができないと認められるもの

(現行犯逮捕された被疑者に対する措置)

第17条 司法警察員は、現行犯逮捕された被疑者が反則事件に該当する場合において、その者が逃走するおそれもなく、住居及び氏名が明らかになったときは、署長等（自動車警ら隊長を除く。以下この条において同じ。）の指揮を受けて釈放の手续をとり、釈放の際、反則切符により告知しなければならない。

2 現行犯逮捕された被疑者が反則事件に該当する場合において、その者が黙秘等により依然として住居若しくは氏名が明らかでなく、又は逃走のおそれのあるときは、署長等の指揮を受けて刑事手続として措置しなければならない。

3 司法警察員は、被疑者を留置した場合において、その留置の必要性がなくなったと認めるときは、署長等の指揮を受けて、直ちに釈放の手续をとり、釈放の際、当該被疑者が反則事件に該当する場合は、反則切符により告知しなければならない。

(否認事件の措置)

第18条 違反者が違反事実を否認した場合は、その違反事実を立証するため、別に定める否認事件用捜査報告書を作成し、これを交通切符等（簡易書式を除く。以下この条及び次条において同じ。）に添付するものとする。

2 前項の場合において、違反事実について目撃者等があるときは、参考人供述調書を作成し、これを交通切符等に添付するものとする。

(非現認事件の措置)

第19条 警察官が現認していない違反の取締りに当たっては、その違反態様を的確に見分してこれを明らかにし、必要な書類を交通切符等に添付しなければならない。この場合、自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項違反については、簡易書式に添付するものとする。

2 前項の場合において、違反事実について目撃者等があるときは、参考人供述調書を作成し、これを交通切符等に添付するものとする。

(機器による取締りの措置等)

第20条 速度測定機、飲酒検知器等の機器により、違反を取り締まった場合は、証拠資料を交通切符等（点数切符及び簡易書式を除く。）又は基本書式による送致書類に添付するも

のとする。

2 速度取締用スピードメーター（速度を測定するためのストップ付速度計をいう。）を装備し、違反の取締りに従事する交通取締用二輪車及び交通取締用四輪車は、速度計試験機により毎月1回以上検査を行う。

（共犯事件の措置）

第21条 共犯事件を取り締まった場合において、本犯に対して刑事手続の措置を講ずるときは、本犯及び共犯について、基本書式による送致の手続をとらなければならない。

（両罰適用事件の措置）

第22条 両罰規定を適用する場合において、本犯に対して刑事手続の措置を講ずるときは、本犯及びその業務について責めを負う法人（代表者）又は人について、基本書式による送致の手続をとらなければならない。

（出頭日時及び場所の指定）

第23条 交通切符等（点数切符を除く。）を適用して取り締まった違反者を出頭させる場合は、その日時及び場所を指定しなければならない。

第3章 交通切符等の取扱い

（適用する事件及び書式等）

第24条 交通切符等の書式及び適用する事件並びに適用地域その他違反事件の措置要領については、別に定めるところによる。

（審査責任者及び副審査責任者の指定）

第25条 署長等、交通執行課長及び駐車対策課長は、交通切符等の受領、保管及び交付並びに使用された交通切符等の審査及び送付、引継ぎ等の事務が適正に行われるようにするため、当該所属の警部補の階級にある者のうちから審査責任者及び副審査責任者（以下「審査責任者等」という。）を指定しておかななければならない。

（審査責任者等の任務）

第26条 審査責任者等の任務は、次のとおりとする。

(1) 審査責任者

- ア 交通執行課からの交通切符等の受領及び保管
- イ 副審査責任者への交通切符等の交付
- ウ 副審査責任者から引継ぎを受けた交通切符等の審査
- エ 交通切符等の送致手続き及び交通執行課への引継ぎ
- オ 交通切符等の審査結果並びに交通切符等（簡易書式を除く。）の出納及び使用状況の点検結果の署長等、交通執行課長又は駐車対策課長への報告

(2) 副審査責任者

- ア 審査責任者からの交通切符等の受領及び保管
- イ 担当係（小隊）員への交通切符等の交付
- ウ 担当係（小隊）員が使用した交通切符等の審査
- エ 交通切符等の審査責任者への引継ぎ
- オ 交通切符等（簡易書式を除く。）の出納及び使用状況の点検結果の署長等、交通執行課長又は駐車対策課長への報告

（登録責任者及び登録担当者の指定）

第27条 署長等、交通執行課長及び駐車対策課長は、審査を終了した交通切符等の交通基本情報管理システムへの登録業務が適正に行われるようにするため、当該所属の警察官の中から登録責任者及び登録担当者を指定しておかなければならない。

2 前項の登録責任者には、警部補をもって充てるものとする。

（登録責任者の任務）

第28条 登録責任者は、登録担当者を指揮し、交通基本情報管理システムへの登録業務を行わせ、出力した交通切符等の引継書（以下「引継書」という。）により登録結果の確認を行うとともに、登録した情報の保秘に努めなければならない。

（交通切符等の適正な保管取扱い）

第29条 交通切符等を保管する場合は、施錠できる保管庫（けん銃保管箱を除く。）に収納して遺失、紛失等の防止に努めなければならない。

2 違反の取締りに当たり使用した交通切符等は、勤務終了後、副審査責任者に引き継ぐものとし、未使用の交通切符等（簡易書式を除く。）は、返納しなければならない。

第4章 免許証の取扱い

（免許証の保管）

第30条 違反の取締りに当たり交通切符を適用した場合は、原則として免許証を保管するものとする。ただし、保管証の有効期限内に、免許証の有効期間が満了する場合又は他の道府県居住者で住所、勤務先等の関係から出頭させることができない場合は、保管しないものとする。

（免許証を保管した場合の措置）

第31条 免許証を保管した場合は、これを提出した者に対し、保管証の有効期限内は当該保管証によって運転できる旨及び指定の日時場所に出頭してきたときは免許証を返還する旨を告げなければならない。

2 前条により保管した免許証は、交通切符とともに、勤務終了後、速やかに副審査責任者

に提出しなければならない。

(免許証の返還の措置)

第32条 保管した免許証は、違反者が出頭し、所定の手続を終わったときは、本人であることを確認の上、保管証と引替えに返還するものとする。

第5章 事件の処理

(反則事件の処理)

第33条 反則事件の処理については、警視庁交通反則事件事務処理規程（昭和43年6月20日訓令甲第22号）に定めるところによる。

(非反則事件の引継ぎ等)

第34条 署長等及び駐車対策課長は、非反則事件については、別に定めるところにより、交通執行課長に引き継ぎ、又は検察官若しくは家庭裁判所に送致するものとする。

2 前項の規定により交通執行課長に引き継ぐ場合は、交通切符等（反則切符及び点数切符を除く。以下この条において同じ。）及び保管した免許証に、引継書を添えて収納袋に収め、封印を施した上、文書集配便により送付するものとする。

3 交通執行課長は、署長等及び駐車対策課長から事件の引継ぎを受ける場合は、交通切符等及び保管した免許証を引継書と照合して所属ごとに整理し、出頭した者に対応できるようにしておくものとする。

(点数切符の送付)

第35条 署長等は、作成した点数切符については、運転免許本部長に送付するものとする。

2 前項の送付に当たっては、送付書を添えて収納袋に収め、封印を施した上、文書集配便により送付するものとする。

(未出頭者の呼出し)

第36条 交通執行課長は、違反者が正当な理由がなく指定の日から10日を経過しても指定場所に出頭しない場合は、速やかに書面等により呼出しを行うものとする。

2 前項の呼出しを行った場合は、その経過を明らかにしておかなければならない。

(逮捕状の請求、執行等)

第37条 交通執行課長は、前条の呼出しに応じない違反者については、逮捕状を請求することができる。

2 逮捕状の請求は、交通執行課長が行い、当該逮捕状の執行は、事件の引継ぎを行った署長等又は駐車対策課長に行わせることができる。

3 署長等又は駐車対策課長は、前項の逮捕状を執行した場合は、被疑者及び関係書類を交

通執行課長に引き継ぐものとする。

(事件送致)

第38条 交通執行課長は、引継ぎを受けた被疑者については、所定の取調べを行い、関係書類とともに送致の手続をとるものとする。

(少年事件の送致)

第39条 少年事件の送致については、次の各号によらなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に当たる事件は、東京地方検察庁の検察官又は東京地方検察庁立川支部の検察官に送致すること。
- (2) 罰金以下の刑に当たる事件は、東京家庭裁判所又は東京家庭裁判所立川支部に送致すること。
- (3) 違反事件を送致する場合は、別に定める身上調査表を作成し、送致関係書類に添付すること。

第6章 報告

(特異事項の報告)

第40条 署長等及び駐車対策課長は、特異な違反事件その他違反取締り上の参考となる事項及び交通切符等（保管した免許証を含む。）の遺失、紛失等の事案については、速やかに交通部長（交通執行課執行第二係経由）に報告しなければならない。この場合、地域警察官に係る事項については、併せて地域部長（地域指導課地域指導係経由）に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。